

議員派遣について（案）

地方自治法第 100 条第 13 項及び島田市議会会議規則第 85 条の規定により次のとおり議員を派遣する。

記

1 第 106 回東海市議会議長会定期総会

- (1) 派遣目的 第 106 回東海市議会議長会定期総会
- (2) 派遣場所 三重県松阪市
- (3) 派遣期間 令和 5 年 4 月 13 日・14 日
- (4) 派遣議員 清水唯史 副議長

2 令和 5 年度第 1 回議会報告会「市民との意見交換会」

- (1) 派遣目的 令和 5 年度第 1 回議会報告会「市民との意見交換会」出席
- (2) 派遣場所 島田市内
- (3) 派遣期間 令和 5 年 5 月 20 日
- (4) 派遣議員 全議員

※ 第 106 回東海市議会議長会定期総会に議長も出席しますが、議長は島田市議会会議規則第 85 条による議員派遣の対象とはなりませんので、議長名は記載していません。

資料 4

令和5年度常任委員会 所管構成表(案)

R04		部長 級	課長 級	R05(案)		部長 級	課長 級
総務生活常任委員会	市長戦略部	市長戦略部長	1	市長戦略部	市長戦略部長	1	
		秘書課長	1		秘書課長	1	
		戦略推進課長	1		戦略推進課長	1	
		デジタルトランスフォーメーション推進課長	1		DX推進課長	1	*
	危機管理部	広報課長	1	危機管理部	広報課長	1	
		危機管理部長	1		危機管理部長	1	
	地域生活部	危機管理課長	1	地域生活部	危機管理課長	1	
		地域生活部長兼支所長	1		地域生活部長兼支所長	1	
		市民協働課長	1		市民協働課長	1	
		市民課長	1		市民課長	1	
	行政経営部	生活安心課長	1	行政経営部	生活安心課長	1	
		環境課長	1		環境課長	1	
		行政経営部長	1		行政経営部長	1	
		行政総務課長	1		行政総務課長	1	
		人事課長	1		人事課長	1	
		財政課長	1		財政課長	1	
		資産活用課長	1		資産活用課長	1	
		庁舎建設課	1		庁舎建設課	1	
		契約検査課長	1		契約検査課長	1	
		課税課長	1		課税課長	1	
支所	納税課長	1	支所	納税課長	1		
	金谷南地域総合課長兼金谷北地域総合課長	1		金谷地域総合課長	1	*	
川根地域総合課長	1	川根地域総合課長	1				
会計管理者	会計課長	1	会計管理者	会計課長	1		
監査委員事務局	監査委員事務局長	1	監査委員事務局	監査委員事務局長	1		
議会事務局	議会事務局長	1	議会事務局	議会事務局長	1		
	議会事務局次長	1	議会事務局	議会事務局次長	1		
	計(増減)	27		計(増減)	27(±0)		
厚生教育常任委員会	健康福祉部	健康福祉部長	1	健康福祉部	健康福祉部長	1	
		福祉課長	1		福祉課長	1	
		長寿介護課長	1		長寿介護課長	1	
		包括ケア推進課長	1		包括ケア推進課長	1	
		健康づくり課長	1		健康づくり課長	1	
		健康づくり課技監	1		健康づくり課技監	1	
	こども未来部	国保年金課長	1	こども未来部	国保年金課長	1	
		こども未来部長	1		こども未来部長	1	
		子育て応援課長	1		子育て応援課長	1	
	総合医療センター	子育て応援課参事	1	総合医療センター	子育て応援課参事	1	
		保育支援課長	1		保育支援課長	1	
		病院事務部長	1		病院事務部長	1	
		経営企画課長	1		経営企画課長	1	
		病院総務課長	1		病院総務課長	1	
	看護学校	医事課長	1	看護学校	医事課長(医療秘書支援室長兼務)	1	*
		病院建設課長	1				*
	教育部	副校長	1	教育部	副校長	1	
		教務課長	1		教務課長	1	
		教育部長	1		教育部長	1	
		教育総務課長	1		教育総務課長	1	
教育総務課参事		1	教育総務課参事		1		
学校教育課長		1	学校教育課長		1		
学校給食課長		1	学校給食課長		1		
社会教育課長		1	社会教育課長		1		
経済建設常任委員会	スポーツ振興課長	1	都市基盤部	スポーツ振興課長	1		
	図書館課長	1		図書館課長	1		
	計(増減)	26		計(増減)	25(-1)		
産業経済部	産業経済部	産業経済部長	1	産業経済部	産業経済部長	1	
		産業振興課長(併任産業委員会事務局長)	1		産業振興課長(併任産業委員会事務局長)	1	
		農林整備課	1		農林整備課	1	
		商工課長	1		商工課長	1	
		商工課参事	1		商工課参事	1	
	観光文化部	内陸フロンティア推進課長	1	観光文化部	内陸フロンティア推進課長	1	
		観光文化部長	1		観光文化部長	1	
		観光課長	1		観光課長	1	
		文化振興課長	1		文化振興課長	1	
		博物館課長	1		博物館課長	1	
	都市基盤部	都市基盤部長	1	都市基盤部	都市基盤部長	1	
		都市政策課長	1		都市政策課長	1	
		すぐやる課長	1		すぐやる課長	1	
		建設課長	1		建設課長	1	
		建設課参事	1		建設課参事	1	
都市基盤部	建築住宅課長	1	都市基盤部	建築住宅課長	1		
	水道課長	1		水道課長	1		
	下水道課長	1		下水道課長	1		
	計(増減)	18		計(増減)	18(±0)		

資料 5

令和5年3月24日 議会運営委員会

令和5年6月島田市議会定例会日程(案)

月日	曜日	会議内容	備考
5月18日	木	議会運営委員会 午前9時30分～	
5月25日	木	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全 員協議会 議員連絡会終了後	議会招集告示(5/24予定)、 議案送付
5月29日	月		諸般通告締切り:正午、一般質問 通告事前提出:午後3時
5月31日	水		一般質問通告締切り:午後3 時
6月1日	木	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】午前9時30分～ 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の 常任委員会審査・調査報告、予算・決算特別委員会調査・報 告、議案上程・説明、議会構成	
6月2日	金	休会	
6月3日	土	休会	
6月4日	日	休会	
6月5日	月	休会	
6月6日	火	休会	
6月7日	水	休会	
6月8日	木	休会	
6月9日	金	休会	※常任委員・議運委員任期:R5.6.9まで 議案質疑通告締切 午後3時
6月10日	土	休会	
6月11日	日	休会	
6月12日	月	【本会議(一般質問)】午前9時30分～、各常任委員会 本会議終了 後、議会運営委員会 各常任委員会終了後	左記の各委員会において正 副委員長の互選
6月13日	火	【本会議(一般質問)】午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合) 午前9時～)	
6月14日	水	【本会議(一般質問)】午前9時30分～	
6月15日	木	休会	
6月16日	金	【本会議(議案質疑)】午前9時30分～、予算・決算特別委員会 議案 質疑終了後	
6月17日	土	休会	
6月18日	日	休会	
6月19日	月	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時 ～、予算・決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午後1時30 分～)	※時間内に終了しない場合 は、予備日(6月20日 午 後)で対応。
6月20日	火	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時 ～、分科会,常任委員会予備日 午後)	
6月21日	水	休会	
6月22日	木	休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～)	討論通告締切 午後3時
6月23日	金	休会	
6月24日	土	休会	
6月25日	日	休会	
6月26日	月	休会	
6月27日	火	休会	
6月28日	水	休会	
6月29日	木	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)	
6月30日	金	【本会議(最終日)】午前9時30分～ 委員長報告(休憩中質疑通告受付) → 質疑 → 討論 → 採 決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか	

30日間

※予算・決算特別委員会については、令和4年度と同様に設置した場合の予定(案)

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。

島田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、島田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年島田市条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）

の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、

当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
 - 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
 - 6 条例第17条第1項第10号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
 - 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
 - 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であつた者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）
- 第9条 条例第18条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（様式第1号）とする。
- 2 条例第18条第1項第5号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 個人情報取扱事務の開始年月日及び変更年月日
 - (2) 個人情報の対象者の数
 - (3) 個人情報の収集方法
 - (4) 要配慮個人情報を取得するときは、その旨
 - (5) 収集した個人情報を議会以外の者に経常的に提供する場合は、その提供先
 - (6) 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供するときは、その旨及びその内容
 - (7) 条例第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その

旨及びその内容

(8) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルを保有する場合には、そのファイルの別

(9) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報を保有する場合において、前条第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

(開示請求書)

第10条 条例第20条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第2号)とする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日
前30日以内に作成されたもの

3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日
前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(開示決定通知書)

第13条 条例第25条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書(様式第3号)とする。

2 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(様式第4号)とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第14条 条例第26条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第5号)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第15条 条例第27条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第6号)とする。

(第三者意見照会書等)

第16条 条例第28条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第7号)により行うものとする。

2 条例第28条第2項の書面は、第三者意見照会書(様式第8号)とする。

3 条例第28条第1項及び第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第9号)とする。

4 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第28条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第10号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第17条 条例第29条第1項の議長が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、議長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ又はビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、議長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を光ディスクその他これに準ずる物に複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第18条 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第25条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（費用負担）

第19条 条例第31条に規定する費用の負担については、島田市保有個人情報の開示の実施に要する費用等を定める要綱（平成17年島田市告示第238号）の規定の例による。

（訂正請求書）

第20条 条例第33条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第11号）とする。

（訂正決定通知書等）

第21条 条例第35条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第12号）とする。

2 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第13号）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第22条 条例第36条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式

第14号) とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第23条 条例第37条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第15号) とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第24条 条例第38条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第16号) とする。

(利用停止請求書)

第25条 条例第40条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第17号) とする。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第42条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第18号) とする。

2 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第19号) とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第27条 条例第43条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第20号) とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第28条 条例第44条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第21号) とする。

(諮問をした旨の通知書)

第29条 条例第46条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第22号) により行うものとする。

(その他)

第30条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「島田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年島田市議会告示第●号)の施行後遅滞なく」とする。

(島田市議会が保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止)

3 島田市議会が保有する個人情報の保護等に関する規程(平成17年島田市議会告示第2号)は、廃止する。

個人情報取扱事務登録簿

		整理番号		
事務の開始年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
事務の名称				
事務の目的				
対象者の範囲				
対象者の数		<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満		
個人情報の記録項目	基本事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体的特性 <input type="checkbox"/> 性格・性質 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	家庭生活等	<input type="checkbox"/> 続柄・親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	社会生活等	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	経済状況等	<input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 課税・納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
個人情報の収集の方法		収集の相手方	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（ ）	
		収集の手段		
要配慮個人情報の取得の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
個人情報の経常的提供先				
利用目的以外の目的での保有個人情報の利用又は提供の有無等		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 利用	相手先の名称（ ）
			<input type="checkbox"/> 提供	根拠 <input type="checkbox"/> 本人同意又は本人への提供 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		<input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/> 訂正請求ができる。				

訂正及び利用停止 に関して他の法令 の規定により特別 の手續が定められ ているときは、そ の旨及びその内容	根拠法令	名称	
		法令番号	
		該当条項	
	対象となる記録項目		
	<input type="checkbox"/> 利用停止請求ができる。		
訂正及び利用停止 に関して他の法令 の規定により特別 の手續が定められ ているときは、そ の旨及びその内容	根拠法令	名称	
		法令番号	
		該当条項	
	対象となる記録項目		
個人情報ファイル の種別	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第1号 (電算処理ファイル)		
	第8条第9項に該当する ファイルの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
備考			

(注)

- 1 該当する□にレ印を記入してください。
- 2 「個人情報ファイルの種別」の欄は、個人情報ファイルを保有する場合のみ記入してください。

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日
号

様

島田市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

- 1 開示する個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

- 2 不開示とした部分及びその理由

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用（見込額）

5 担当部署

電話番号

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に島田市議会議長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（訴訟においては島田市議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
担当部署	電話番号

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に島田市議会議長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（訴訟においては島田市議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第26条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限： 年 月 日）
延長の理由	
担当部署	電話番号

様式第6号（第15条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第27条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第27条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等をし、残りの部分については、次の期限までに開示決定等をする予定です。） 年 月 日
担当部署	電話番号

第三者意見照会書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した第三者開示決定等意見書（様式第9号）を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先（担当部署）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

第三者意見照会書

第 年 月 日 号

様

島田市議会議長



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した第三者開示決定等意見書（様式第9号）を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第28条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先（担当部署）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

第三者開示決定等意見書

年 月 日

島田市議会議長

住所又は居所 } 法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地
氏 名 } 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名
電 話 番 号

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障がある部分 2 支障があるとする具体的な理由

(注) 「2 支障があるとする具体的な理由」については、支障がある部分ごとにその理由が分かるよう記載してください。

様式第10号（第16条関係）

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



あなたから 年 月 日付けで第三者開示決定等意見書の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたので、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当部署	電話番号

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

島田市議会議長

住所又は居所

請求者 氏 名

電 話 番 号

島田市議会の個人情報の保護に関する条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 第 号
	開示決定通知書の日付： 年 月 日
	保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)
本人確認等	
1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
2 請求者本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証	
<input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)	
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書	

その他 ()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、上記請求者本人確認書類の写しに加えて、住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生)

成年被後見人 任意代理人委任者

(2) 本人の住所又は居所

(3) 本人の氏名

4 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書

その他 ()

5 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第35条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担当部署	電話番号

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に島田市議会議長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（訴訟においては島田市議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
担当部署	電話番号

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に島田市議会議長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（訴訟においては島田市議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限： 年 月 日）
延長の理由	
担当部署	電話番号

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第37条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当部署	電話番号

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

島田市議会議長



あなたに提供している次の保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第34条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第38条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担当部署	電話番号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

島田市議会議長

住所又は居所

請求者 氏 名

電 話 番 号

島田市議会の個人情報の保護に関する条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 第 号
	開示決定通知書の日付： 年 月 日
	保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	<p>(趣旨)</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第39条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第39条第1項第2号該当 → 提供の停止</p> <p>(理由)</p>
本人確認等	
1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
2 請求者本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証	
<input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）	
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国	

人登録証明書

その他 ()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、上記請求者本人確認書類の写しに加えて、住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生)

成年被後見人 任意代理人委任者

(2) 本人の住所又は居所

(3) 本人の氏名

4 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書

その他 ()

5 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
担当部署	電話番号

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に島田市議会議長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（訴訟においては島田市議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
担当部署	電話番号

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に島田市議会議長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（訴訟においては島田市議会議長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等期限： 年 月 日)
延長の理由	
担当部署	電話番号

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

島田市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第44条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当部署	電話番号

諮問をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

島田市議会議長



年 月 日付けの市長に対する審査請求について、次のとおり島田市個人情報保護審査会に諮問したので、島田市議会の個人情報の保護に関する条例第46条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等	
審査請求	1 審査請求日 年 月 日 2 審査請求の趣旨
諮問をした日	年 月 日
担当部署	電話番号